Panasonic meeting Regulations of a Society

牛山パナソニック会会則

The Bright Beautiful Future

明るく　美しい　未来を

牛山電工株式会社

顧　客

工

販

製

第一主義

牛山パナソニック会
会　　則

第一章　目　　的

第一条　本会はパナソニック電設資材商品を総合的に取扱う牛山電工株式会社と、お取引有力工事店とが、親睦と精神的結合をはかり、旺盛なる電設需要に対処し、変化と多様化の現代に於いて常に顧客の満足を得るため営業力ある「店づくり」「人づくり」「客づくり」を推進し、電設業界の発展に寄与し、共存共栄の実を挙げることを目的とします。

第二章　名　　称

第二条　本会は（牛山パナソニック会）と致します。

第三章　事　務　局

第三条　本会は事務局を牛山電工（株）内に置きます。

第四章　事　　業

第四条　本会は次の事業を行ないます。

イ、年に1回の総会を行ないます。

但し必要に応じて臨時総会を開催致します。

ロ、具体的には下記の事業を行ないます。

(1) 新製品の各種発表会の開催

(2) 各種工場の見学会の実施

(3) 経営及び技術問題研究会の開催

(4) その他本会の目的達成に必要な事業

第五章　会　員

第五条　イ、会員は牛山電工（株）と、そのお取引有力工事店により構成します。

ロ、本会の入会脱会は役員会によって決定します。

ハ、会員は第四条に定める事業に積極的に参加します。

第六条　本会は次の役員を置きます。

イ、会　長　　1　名（会員より１名）

ロ、副会長　　2　名（会員より１名、牛山電工社長）

ハ、理　事　　若干名（会員より若干名）

二、監　事　　2　名（会員より２名）

ホ、会　計　　2　名（会員より１名、牛山電工１名）

ヘ、相談役　　パナソニック電工（株）埼玉電材営業所々長

第七条　役員は次のことを行ないます。

イ、会長は会務を総括し、総会その他必要ある時、会を開き議長を務めます。

ロ、副会長は会長を補佐し会長事故ある時之に代ります。

ハ、理事は会長・副会長を助け、本会の運営にあたります。

二、会計は本会の金銭・物品の出入や管理を正しく行います。

ホ、監事は本会の財務に関する監督をし、総会にて会計処理の監査報告を行います。

第八条　役員の任期は２年とし再選を妨げません。

第六章　会　費

第九条　本会の会費は次の如く定めます。

イ、本会は事業運営のため会員会費は月額1,500円とします。

ロ、牛山電工（株）は毎月　会員数×750円とします。

ハ、パナソニック電工（株）埼玉電材営業所は毎月　会員数×750円とします。

二、会費は６ヶ月毎に牛山パナソニック会に納付します。

ホ、会費は原則として行事費用に充当するものとします。

ヘ、本会計年度は３月１日より、翌年の２月末日まで１ケ年とし、決算報告を年１回行うものとします。

第七章　そ　の　他

第十条　会則の変更、改廃は役員会で決議し総会にはかった上、これを行ないます。

本会則は、昭和21年３月１日より発効するものとします。

沿革（総会写真集）

理 事 会

海上総会

総　　会

海外(受益者負担)旅行

大江戸温泉

アトラクション

宴　　席

宴　　席

アトラクション

研 修 会

研修後のパーティー

参　　拝